

## ■ 今月のポイント

## 社会保険の法改正等について ⑯



働きながら年金を受給する場合の「在職老齢年金制度」が、2026年4月に改正されます。  
年金の減額を意識せず、より多くの収入を得られるようになります !!



## 在職老齢年金制度 改正について

## 主な改正ポイント



「年金を減らされないようにギリギリの賃金で働きたい」と高年齢の従業員から依頼されたことはありませんか?  
働く方の年金が減額(※1)になる基準額(※2)が、2026年4月から変わります。

2026年3月まで 51万円/月  2026年4月から 65万円/月

※1 老齢基礎年金は減額されません。

※2 基準額とは賃金と老齢厚生年金を合わせた金額です。この金額は毎年度、改定されます。



## 例 賃金月46万円、老齢厚生年金の受給額が月10万円の場合のイメージ

2026年3月まで

基準額 51万円

老齢基礎年金

賃金 46万円  
(ボーナスを含む年収の12分の1)

老齢厚生年金  
7万5千円

基準を超えた  
5万円の半額  
2万5千円が  
支給停止

2026年4月から

新基準額 65万円

老齢基礎年金

賃金 46万円  
(ボーナスを含む年収の12分の1)

さらに賃金が  
9万円増えても  
年金の減額なし

本来の老齢厚生年金  
10万円

老齢厚生年金が全額受給できるようになります



・高齢者の働く機会が増加する中、働く年金受給権者約300万人のうち、**老齢厚生年金の停止者は約16%**です。

・「**何歳まで仕事をしたいか?**」意向調査をしたところ、65~69歳の方のうち、約6割が66歳以降も働き続けたいと回答しています。

・「**厚生年金を受け取る年齢になったとき、どのように働きたいと思うか?**」と調査をしたところ、65~69歳の方のうち3割以上が「年金額が減らないように時間を調整して会社等で働く」と回答しています。

(厚労省年金局、内閣府 調査)



在職老齢年金制度の詳細は、管轄の年金事務所にお問合せください。

◆次回も、直近の法改正等を詳しく解説していきます!

